

□不利益処分の処分基準

部 課 室 等 名	財政部 財産管理活用課
不利益処分名	本館前東側駐車場の目的外使用許可の取消し
根 拠 法 令	地方自治法
根 拠 条 項	第238条の4第9項
連 絡 先	(電話 621-5052)
処 分 基 準	<p>(指示)</p> <p>第8条 使用者は、市長または徳島市庁舎等管理規則第3条で定める庁舎責任管理者から庁舎管理上に支障があるとして、駐車場の使用について必要な指示を受けたときは、その指示に従わなければならない。</p> <p>(使用許可の取消し等)</p> <p>第9条 市長は、本市の事務事業以外の使用について、公有財産規則第24条の規定により、本市の事務事業に優先的に使用する必要が生じたとき、または、次の各号の一に該当すると認めるときは、その使用許可の取消しもしくは変更ができるものとする。</p> <p>(1) 第8条の規定による指示に違反したとき。</p> <p>(2) 不正な手段によって使用の許可を受けたとき。</p> <p>(3) 宗教的又は政治的な行為をするとき。</p> <p>(4) 個人のための使用をするとき。</p> <p>(5) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。</p> <p>(6) 前各号に掲げるもののほか、徳島市庁舎等管理規則第8条第1項各号に定める禁止行為をするとき。</p>
	基 準
	参 考 事 項
設定等年月日	平成26年 8月 1日設定 (平成 年 月 日最終変更)